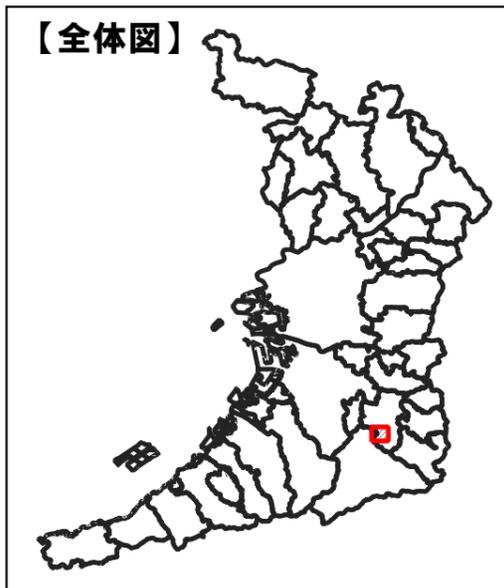
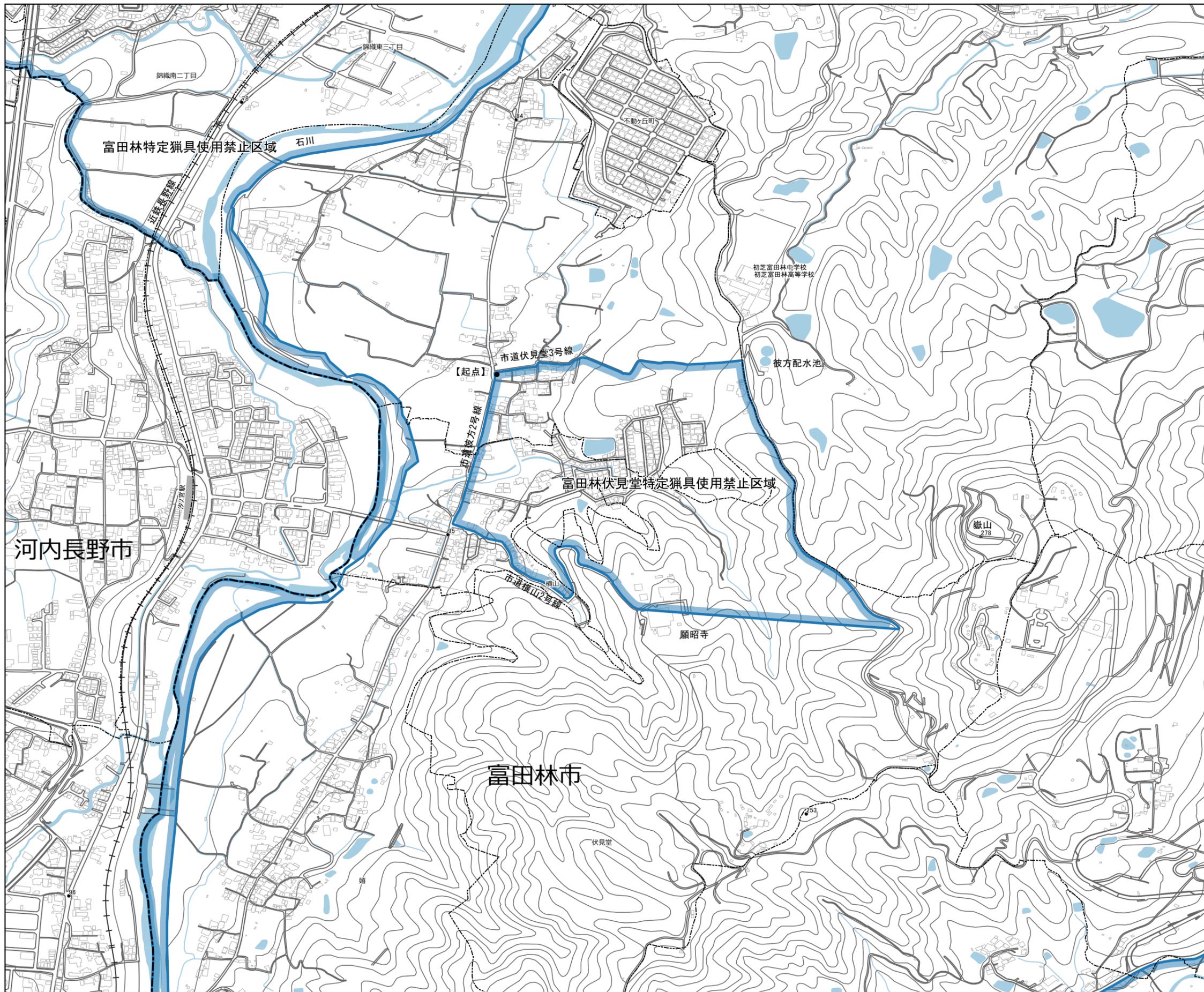


75 富田林伏見堂特定猟具使用禁止区域



- 【凡例】**
- 鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区特別保護地区
 - 特定猟具使用禁止区域(銃)
 - 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】
市道彼方2号線と市道伏見堂3号線との交点を起点とし、市道伏見堂3号線を東進し、同市道の終点に至る。同点から農道を東進し、里道との交点(彼方配水池入り口)に至る。同点から同里道を約700メートル南進し、同点から直線で願昭寺参道の終点に至る。同点から同参道を西進し、市道横山2号線終点に至る。同点から同市道を北西進し、市道彼方2号線との交点に至る。同点から同市道を北進し、起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。